

## 川越町総合教育会議の運営について

### 1. 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が意思疎通を図り、川越町の教育課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政に取り組むため、川越町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

### 2. 日程

会議は、年1、2回程度の開催を予定するが、緊急の場合はこの限りでない。

### 3. 構成員

ア. 町長及び教育委員会をもって構成する。

イ. 協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### 4. 協議・調整事項

ア. 大綱の策定に関する協議

イ. 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に構すべき施策

ウ. 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき施策

### 5. その他

ア. 会議は町長が招集する。

イ. 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

ウ. 町長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

エ. 会議は原則として公開する。但し、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

オ. 会議録を作成し、これを公表するものとする。

カ. 会議の庶務は、学校教育課において処理する。

キ. その他、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。